

プロジェクトチームマツワカ運営事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 プロジェクトチームマツワカ運営事業 業務委託

〔2〕 目的

地元学生で構成されるプロジェクトチーム「マツワカ」のメンバーが活動を通して、松山への愛着を醸成し、自らが気付いた松山の魅力を発信することで、松山に住み続ける又は U ターンする人材を増やすことを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

若者自らが松山を好きになり、松山ファンの輪の広がりを目指すため、松山の魅力を体感し、松山に対する愛着や誇りを高めていく活動を企画・運営する。

地元学生によるプロジェクトチーム「マツワカ」を結成し、ミーティングでチームの意見を基に若者目線を取り入れるとともに、地元企業や大学、高校、専門学校等と連携した事業を展開する。

具体的には、地元企業との商品開発の実施や松山市まちづくり協議会と連携した企画を実施し、これらの活動内容をマツワカウェブサイトに掲載するとともに、Instagram や X などの SNS で松山の魅力を発信する。

〔6〕 業務項目

1. プロジェクトチーム「マツワカ」の結成・運営

地元学生によるプロジェクトチーム「マツワカ」を結成し、定例ミーティングを運営する。

(1) プロジェクトチームの活動方針立案

若者目線による松山の魅力を市内外に広く発信するためにプロジェクトチーム「マツワカ」の活動方針を立案する。

(2) マツワカの結成・運営

プロジェクトチーム「マツワカ」のメンバー募集及びチームの結成を行うほか、定例ミーティングの運営やメンバーからの意見の取りまとめを行い、完了報告までの一連の業務を実施する。

ア. 対象者

松山市に在住もしくは通学する高校生以上の学生（高校生、専門学校生、大学生、大学院生）

イ. 人数

40名程度。ただし、想定人数を上回る応募があった場合は、松山市と協議の上、参加者数を決定すること。

ウ. 広報

募集は、WEBやSNS、インターネット広告、独自のノウハウや手法を活用するとともに、関係機関等とも連携して、効率的かつ効果的に行うこと。

エ. アンケート

活動前後のメンバーの松山市への愛着の変化を図り、報告書へ記載すること。

(3) キックオフミーティング

メンバー確定後、定例ミーティングが始まるまでにマツワカの説明やメンバー同士の交流を図るため、キックオフミーティングを市内で開催する。開催場所は、アットホームな雰囲気や飲食物の提供が可能な場所で開催することとし、日程は令和8年7月12日(日)で想定しているが、調整が必要な場合は松山市と協議の上、決定すること。

ミーティングの様子は写真や動画で撮影し、納品するとともに、マツワカウェブサイトやSNSで発信すること。

(4) 定例ミーティング

月に1回程度ワークショップ形式の定例ミーティングを行う。日程及び場所は以下の通りで想定しているが、調整が必要な場合は松山市と協議の上、決定すること。

なお、3月の最終ミーティングでは、商品開発企業やまちづくり協議会等の関係者を招待し、事業成果発表の時間を設けること。3月の最終ミーティングの開催場所はアットホームな雰囲気や飲食物の提供が可能な場所で開催することとし、一般の観覧客は想定しないものとする。

ア. 開催時期

令和8年7月31日(金)
令和8年8月28日(金)
令和8年9月25日(金)
令和8年10月23日(金)
令和8年11月27日(金)
令和8年12月18日(金)
令和9年1月22日(金)
令和9年2月26日(金)
令和9年3月19日(金)

イ. 場所

松山市教育研修センター 大講義室 (予約が取れない場合は中研修室)

ウ. 時間

学生が参加しやすい時間で平日2時間程度

エ. その他

ミーティングの様子は写真や動画で撮影し、納品するとともに、マツワカウェブサイトやSNSで発信すること。また、各定例ミーティング終了後にメンバーにアンケートを取り、メンバーの理解度を測ること。

2. 地元企業との商品開発などの実施

マツワカメンバーが若者の視点でアイデアを提案し、地元企業と連携して商品の開発を行う。

(1) 企業の選定

マツワカの活動を理解し、商品開発や販売促進等に協力いただける地元企業をリストアップし、松山市と協議の上、企業を選定する。

(2) 企業との調整

企業選定後、定例ミーティングの案内や松山市担当者との打合せの調整等を行う。

(3) 記事の作成

定例ミーティングでのディスカッションやプレゼンテーションの様子はマツワカウェブサイトやSNSで発信する。

3. 地域課題の解決や若者目線で地域の魅力を発信する企画の実施

若者が地域のまちづくりへの関わりや地域の魅力を知る機会を創出するため、メンバーが松山市まちづくり協議会や地域住民と関わることで、世代間の交流やつながりを深め、地域が抱える課題の解決を通して、若者の地元への愛着を醸成する。

(1) 松山市まちづくり協議会との企画運営・実施

松山市が選定した以下3地区のまちづくり協議会の地域課題に対する企画内容及び年間の活動スケジュールを考案し、メンバーの活動の支援を行う。メンバーからの意見や提案を企画内容の一部に反映できるように、企画内容に一定の柔軟性を持たせること。

メンバーは3地区のまちづくり協議会に分かれ活動し、令和9年2月又は同年3月の定例ミーティング内で各団体の活動報告を行うことを想定。

キックオフミーティングを含めた10回の定例ミーティングのうち2回程度、各まちづくり協議会とメンバーが地域の取組内容や地域の魅力、課題等について意見交換や交流を図る場を設けること。

また、メンバーが地域を知ることができる機会（地域のまち歩きや視察等）を、定例ミーティング以外の日程で設けるなど、机上のみの活動とにならないよう運営すること。なお、メンバーが対象の地区で活動するためにかかる交通費については事業費で対応すること。まちづくり協議会との連携が必要な場合は、松山市と協議の上、進めること。

① 〈石井地区まちづくり協議会〉

石井地区に根づく俳句文化に伴う句集の表紙デザインの作成（データを提供するものとし、句集の製本は石井地区まちづくり協議会で行うため予算に含めない。）、句集の周知方法の考案。

また、その他の俳句文化に伴う活動に対するアイデア出しや活動の支援。

句集を周知するターゲットは、石井地区の小中学生を想定。

② 〈生石地区まちづくり協議会〉

松山市指定有形文化財「掩体壕」をはじめとした生石地区の遺跡から地域の魅力や平和の尊さを伝えるイベントの実施。

イベントのターゲットは、生石地区に住む全世代の地域住民を想定。

イベントの開催回数は最低1回とし、学生及び地域住民が参加しやすい日時に開催すること。

イベントの主な開催場所は掩体壕（所在地：松山市南吉田町1020-10）を想定しているが、ウォークイベント等特定の場所を設けない場合や、その他の場所で開催する場合は、松山市及びまちづくり協議会と協議の上、決定すること。

③ 〈久枝地区まちづくり協議会〉

まち歩きマップ等、久枝地区の新たな魅力が伝わるマップデータの作成（データを提供するものとし、印刷等は久枝地区まちづくり協議会で行うため予算に含めない。）及び久枝地区での周知方法の考案。

マップのターゲットは、久枝地区の地域住民を想定。周知方法は、SNSに限らず、様々な年代の地域住民に周知できる内容とすること。

(2) 情報発信

まちづくり協議会との企画内容やイベント等の様子は写真や動画で撮影し、マツワカウェブサイトやSNSで発信する。

4. マツワカ OB・OG との交流会及びインタビューの実施

現役のマツワカメンバーとマツワカ OB・OG との交流会を実施し、実際松山に定住しているマツワカ OB・OG から松山の魅力や松山で働く良さを学ぶ。交流会の実施とあわせて、マツワカ現役メンバーからマツワカ OB・OG へのインタビューを実施し、地元企業の職種内容や松山で働く良さを知る企画を実施する。なお、交流会の実施に向け、現役メンバー及びマツワカ OB・OG メンバーの募集を行う。

(1) 参加者

参加者数は50名程度を想定。想定人数を上回る応募があった場合は、松山市と協議の上、参加者数を決定すること。

(2) 開催日程と場所

学生が参加しやすい開催日程及び飲食物の提供が可能な場所で開催することとし、本業務の予算内で軽食を用意すること。

(3) 記事の作成

交流会及びインタビューの様子は写真や動画で撮影し、マツワカウェブサイトやSNSで発信すること。

5. マツワカウェブサイトの更新

マツワカメンバーや関係機関の意見を基に、若者目線による松山の魅力を発信するツールとしてマツワカウェブサイトを更新する。

(1) ウェブサイトの更新

若者目線で松山の魅力を広く訴求するとともに、分かりやすくデザイン性の高いサイト構成で情報を発信する。

(2) 対応端末

OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS(Windows、MacOS等)、ブラウザ(Edge、Safari、Google Chrome等)により支障なく利用できるものとする。なお、当該コンテンツの維持管理に必要なサーバー等ハードウェア、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において管理すること。既存サーバーは「さくらインターネット」、CMSは「Word Press」を使用。

(3) アクセスの分析

毎月のサイト訪問者数など配信により得られたデータを分析し、今後の施策展開に活かす。

6. SNSの更新及びフォロワー増加促進施策の実施

マツワカの活動や松山の魅力を X 及び Instagram で発信するとともに、フォロワー増加促進施策を実施する。

(1) SNSの更新

マツワカ公式の X (@matsuwaka_ehime) 及び Instagram (@matsuyamawakamono) でマツワカの活動内容や松山の魅力など効果的な情報を発信する。また、メンバー自身でも情報を発信できるようにサポートすること。

(2) 地元学生や若者等へのフォロー促進

地元学生や若者等へ X 及び Instagram のフォローを促す企画を実施する。

(3) フォロワーの分析

投稿毎のインサイトや X 及び Instagram のフォロワーの属性などのデータを分析し、今後の施策展開に生かすこと。

7. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案も可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

8. 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行う。

〔7〕 その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、事業全体を把握する業務責任者を置くこと。業務責任者は松山市との窓口として調整を行うとともに、全てのミーティングや業務報告会に出席し、事業全体を統括及び進捗管理を行うこと。

2. 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

3. 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

4. 松山市事業との連動

松山市が行う各種プロモーション事業と必要に応じて連携・連動すること。

〔8〕 成果品

1. 事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績

〈数 量〉 印刷物 1 部および電子データ

2. 業務完了報告書

〈内 容〉 松山市指定様式

(電子データのファイル形式) ※データ形式は別途協議する。

※納品場所 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

〔9〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、受託者と協議の上、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。